

テーマ：医師の36協定締結について

労働基準法では、労働時間の上限は1日8時間、1週40時間と定められています。これらの労働時間を超過して労働者に時間外労働や週1日の法定休日に休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）を締結して、労働基準監督署へ届け出る必要があります。

医師については、36協定に定める時間外・休日労働の上限規制の適用が2024年3月末まで猶予されていましたが、2024年4月以降は、医師にも時間外・休日労働の上限規制が適用されます。

 特定医師（労働基準法第141条第1項、労働基準法施行規則附則第69条の2）

病院等で診療を行う勤務医、診療も行っている産業医は、**医師の上限規制の対象**となります。

 特定医師以外の医師

血液センター等の勤務医、健診センターの医師、大学病院の裁量労働制適用医師は、**一般労働者の上限規制の対象**となります。

臨時的な特別の事情がある場合でなければ、原則の限度時間を超えることはできません。限度時間を超える場合には、特別条項付きの36協定が必要になります。

原則（限度時間）	臨時的な特別の事情がある場合（特別延長時間）		
月45時間 年360時間 (休日労働を含まず)	特定医師	A水準	月100時間未満（休日労働含む）※例外有 年960時間以内（休日労働含む）
		B・連携B C水準	月100時間未満（休日労働含む）※例外有 年1,860時間以内（休日労働含む）
	特定医師 以外の医師	月100時間未満（休日労働含む） ・複数月平均80時間以内（休日労働含む） ・月45時間を超えることができるのは年6回まで 年720時間（休日労働含まず）	

医師の36協定の注意点

36協定締結にあたっては、限度時間の範囲内で延長時間を定め、臨時的な特別の事情がある場合には、特別条項で特別延長時間を定める必要があります。36協定届では、特定医師とそれ以外の医師および他の職種の労働者を分けて記載することとなります。時間外労働時間が限度時間以内であれば「様式9号の4」を使用し、特別条項を設定する場合は「様式9号の5」を使用します。

B・連携B・C水準の事業場が当該水準に関する36協定を適用させるには、36協定の対象期間の開始日以前に水準の指定を受けている必要があります。指定を受けていないにもかかわらず、当該水準に関する36協定を締結したとしても、一般条項及び特別条項の全体が無効となり、時間外・休日労働を一切行わせることができません。

厚生労働省「医師の働き方改革2024年までの手続きガイド」より引用

東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）では、医師の時間外労働の上限規制に伴う特例水準の指定について、事前にご相談いただくことが可能です。医療機関で不明な点がございましたら、まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ